

## 企業法コース

### 共通科目(必修科目)

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	教室	担当教員	授業概要	備考
02FA501	企業法特別研究I	4	1.0	1	通年	随時		企業法コース研究指導担当教員	院生が希望する「企業法研究」について、研究方法を検討し、研究方針を立てさせる。1年に開講する。	履修申請は1年次の春A期間
02FA502	企業法特別研究II	4	1.0	1	通年	随時		企業法コース研究指導担当教員	筑波大学大学院修士課程で提供されている「法文献学パート」の知識を応用し、我が国における過去の研究等を調査させ、参考文献を収集・整理させる。1年に開講する。	履修申請は1年次の春A期間
02FA503	企業法特別研究III	4	1.0	1	通年	随時		企業法コース研究指導担当教員	院生の研究テーマに関連のある「外国法」について、文献を調査させ、資料を収集・整理させる。最後に、博士論文の研究課題を確定させる。1年に開講する。	履修申請は1年次の春A期間
02FA504	企業法特別研究IV	4	1.0	2	通年	随時		企業法コース研究指導担当教員	主要参考文献(主に邦文)の講読を行い、問題点を検討し、博士論文の内容について推敲させる。2年に開講する。	履修申請は2年次の春A期間
02FA505	企業法特別研究V	4	1.0	2	通年	随時		企業法コース研究指導担当教員	主要参考文献(主に外国法)の講読を行い、問題点を検討し、博士論文の内容について推敲させる。日本法を中心とした比較的研究とするか、もっぱら外国法・国際法的研究とするか、この段階で決めさせる。2年に開講する。	履修申請は2年次の春A期間
02FA506	企業法特別研究VI	4	1.0	2	通年	随時		企業法コース研究指導担当教員	問題点ごとに検討を深め、博士論文の全体構想を作らせる。最後に、論文の中間報告を行わせる。2年に開講する。	履修申請は2年次の春A期間
02FA507	企業法特別研究VII	4	1.0	3	通年	随時		企業法コース研究指導担当教員	中間報告に基づいて博士論文の最初の草稿を作成する。その草稿を批判的に検討し、不十分な点を補充させる。この部分では、「法文献学パート2」の知識を応用させることになる。3年に開講する。	履修申請は3年次の春A期間
02FA508	企業法特別研究VIII	4	1.0	3	通年	随時		企業法コース研究指導担当教員	引用文献が適切かどうかを検討し、院生の草稿全体にわたる見直しを行う。必要な手直しを行わせる。3年に開講する。	履修申請は3年次の春A期間
02FA509	企業法特別研究IX	4	1.0	3	通年	随時		企業法コース研究指導担当教員	博士論文の体裁等を見直し、完成に向けて最終指導にあたる。3年に開講する。	履修申請は3年次の春A期間

### 共通科目(選択科目)

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	教室	担当教員	授業概要	備考
02FA510	現代企業法特殊講義	1	1.0	1 - 3	通年	集中			企業法分野における現代的課題のうち、重要なトピックを取り上げて講義する。	非常勤講師
02FA511	スポーツと法	1	1.0	1 - 3	通年	集中			スポーツをめぐる法的問題を実際に直面している問題にも言及しつつ、オムニバス方式で検討する。スポーツ事故・スポーツと人権・スポーツと知的財産法、スポーツと契約などを取り上げる予定である。	非常勤講師
02FA512	現代行政法	1	1.0	1 - 3	通年	集中			行政法の基礎を説明した後、いくつかの裁判例を取り上げて検討する。	非常勤講師
02FA515	相続法	1	1.0	1 - 3	通年	集中			民法の相続法の講義を行う	非常勤講師
02FA520	企業法特殊研究I	4	1.0	1 - 3	通年	集中			企業法に関するトピックを取り上げ、その理論的な問題点を掘り下げて研究する。	
02FA521	企業法特殊研究II	4	1.0	1 - 3	通年	集中			企業法に関するトピックを取り上げ、その理論的な問題点を掘り下げて研究する。	非常勤講師
02FA522	企業法特殊研究III	1	1.0	1 - 3	通年	集中			企業法に関するトピックを取り上げ、その理論的な問題点を掘り下げて研究する。	非常勤講師

### 専門科目【企業のグローバル化分野】(選択科目)

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	教室	担当教員	授業概要	備考
02FA601	アメリカ法	1	1.0	1 - 3	通年	集中			アメリカ法を概説する。	非常勤講師
02FA603	フランス法	1	1.0	1 - 3	通年	集中			フランス法を概説する。	非常勤講師
02FA604	ドイツ法	1	1.0	1 - 3	通年	集中			ドイツの民商法を中心として、ドイツ法の基礎的な法原理を概説する。また、企業法に関する重要な法律問題を重点的に論じる。	非常勤講師
02FA605	アジア法	1	1.0	1 - 3	通年	集中			企業がグローバルに事業展開する上で必須の機能である「国際企業法務」を、中国・香港などのアジアをテーマとして概観する。将来、企業の法務部門や事業部門で、アジア関係業務を中心に実務的な専門性を深めて活躍したい参加者を想定している。基本的な民商法・経済関係法・国際取引法の知識を習得していることが望ましいが、必須ではない。なお、知的財産法は扱わない。	非常勤講師

02FA606	外国会社法	1	1.0	1 - 3	秋B	木7, 8	1F119 講義室	弥永 真生	諸外国(主として、アメリカ、EUまたはEU/EEA構成国、コモンウェルス諸国)における会社法に関するあるいは会計制度に関する外國語文献を題材に、講義形式で概説する。参加者に報告を求め、科目担当者がコメントを加え、補足する等をする一方で参加者間で議論を行う。	西暦奇数年度開講。 OBDL606と同一。 非常勤講師
02FA607	国際租税計画Ⅲ	1	1.0	1 - 3	春AB	土7	1F121 講義室	栗原 克文	国際租税についての欧米の重要な文献(英語)を講読し、議論する。	西暦奇数年度開講。 OBDL630と同一。
02FA608	国際租税計画Ⅱ	1	1.0	1 - 3					国際租税法についての欧米の重要な文献(英語)を講読し、議論する	西暦偶数年度開講。 OBDL607と同一。
02FA609	国際取引と国際私法	1	1.0	1 - 3	秋A	木7, 8	3F320 講義室	藤澤 尚江	それぞれの英文資料につき担当の受講者を定め、各受講者は担当英文資料についての報告ペーパーを作成し、授業でのプレゼンテーションを行い、これを踏まえてクラス全体で討議する(プレゼンテーション、討議は日本語で行う)。	OBDL608と同一。
02FA610	ドイツ法原典講読	1	1.0	1 - 3	通年	集中			ドイツ法についての基本的文献を講読する。	非常勤講師
02FA611	イギリス法原典講読	1	1.0	1 - 3	通年	集中			イギリス法についての基本的文献を講読する。	非常勤講師
02FA612	フランス法原典講読	1	1.0	1 - 3	通年	集中			フランス法についての基本的文献を講読する。	非常勤講師
02FA613	米国民事訴訟法	1	1.0	1 - 3					米国の民事訴訟法に関する文献を講読し、講義形式で概説する。主に連邦裁判所を中心とする民事訴訟手続のアウトラインを理解することを目的とする。講読する文献の分野や内容は、年度によって異なる。米国連邦民事訴訟法に関する基礎的な英語文献を講読し、米国連邦民事訴訟法に関する基本的知識の習得を目的とする。報告担当者が講読予定部分をあらかじめ邦訳したレジュメをメールによって事前に受講者全員に配布し、各受講者においてこれを検討することを前提として、受講者全員で議論を行う。必要に応じて、テキスト中の重要判例等も検討しておくことが望ましい。	西暦偶数年度開講。 OBDL609と同一。
02FA614	ドイツ民事訴訟法	1	1.0	1 - 3	春AB	土6	1F120 講義室	大渕 真喜子	ドイツの裁判制度、民事訴訟手続に関する文献を講義形式で概説した後、講読する。講読する文献の分野や内容は、年度によって異なる。ドイツ民事手続法に関する基本的なドイツ語文献を講読する。文献は、特定の論点に関するものを読み込むというより、できる限りドイツの学説・判例を読む際にベースとなるような基本的な知識等が得られるような文献を選定する予定である。報告担当者が講読予定部分をあらかじめ邦訳したレジュメをメールによって事前に受講者全員に配布し、各受講者においてこれを検討することを前提として、受講者全員で議論を行う。専門用語を含めて正確に文意を把握することだけでなく、文献を理解するために必要な背景のあるいは基礎的知識を習得することも目的としているので、それらの知識等については、適宜演習の中で触れていく。ドイツ語の文法等の基礎知識があることが望ましい。	西暦奇数年度開講。 OBDL610と同一。
02FA616	ドイツ法判例講読	1	1.0	1 - 3	通年	集中			ドイツ法についての基本的判例を講読する。	
02FA617	外国証券法特殊講義I	1	1.0	1 - 3	通年	集中			米国及びEUの資本市場制度について、英語の文献を用いながら、日本法との比較検討を行う。	非常勤講師
02FA624	外国資本市場法	1	1.0	1 - 3	春C	金7, 8	1F119 講義室	木村 真生子	諸外国の証券規制に関する基礎的な文献または最新のトピックを扱う論文を講読すること等を通じて、証券規制の理論的な問題について検討を深めることを目的とする。授業はゼミ形式で行う。各回報告担当者を決め、その報告をもとに参加者全員で議論する。博士論文を執筆するための研究へのアプローチ方法についても学ぶ。	西暦奇数年度開講。 OBDL611と同一。
02FA619	租税法特論	1	1.0	1 - 3	通年	集中			配付する講義資料に従い、国税徴収法の内容、すなわち実体法の部分としての租税債権の優先権や第二次納税義務及び手続法の部分としての滞納処分等の手続の内容及びその問題点について講義する。必要に応じ、民事における債権回収手続である民事執行法との比較もしながら国税徴収法の理解を深める。	非常勤講師
02FA620	イタリア法原典講読	1	1.0	1 - 3	通年	集中			イタリアの民事法または商事法(企業会計を含む)に関する文献を講読する。	西暦奇数年度開講。
02FA625	国際租税計画IV	1	1.0	1 - 3	秋AB	土7	3F320 講義室	本田 光宏	米国租税法に関する文献について講読する。報告者が予め割り当てられた分担について報告を行い、受講者全員で提示された論述題や枠組み等について議論し、米国租税法についての理解を深める。	西暦奇数年度開講。 OBDL631と同一。

02FA626	国際租税計画IV	1	1.0	1 - 3				国際課税の最先端の問題(租税条約法に関する問題を含む。)を論じている外国語文献を講読する。授業は、講義形式で実施し、少人数でテーマについて議論する。報告者・質問者が予め割り当てられた範囲・テーマ等について報告及び質疑を行い、その後、受講者全員で、提示された論点や枠組み等について議論し、国際課税の最先端のテーマについての理解を深める。なお、講読する外国語文献のテーマや内容は、年度によって異なる。	西暦偶数年度開講。 OBDL612と同一。
02FA629	ドイツ税法	1	1.0	1 - 3	通年	集中		ドイツ税法の基本的理義・知識を得ることを目的として、課税理論および各租税制度の体系(国・地方間)を整理した上で、法人税、所得税、消費税(売上税)および租税手続法の概略についても講義を行う。合わせて、EU租税法の最新の議論・判例についても適宜言及したいと考えている。なお、講義は原則として日本語で行うが、受講者には、ドイツ語の初級(大学の初修(第二)外国語)程度の知識があると望ましい。(今後、学習予定の場合も受講可。)なお、受講生の理解の程度または希望により、授業計画を多少変更することもありうる旨を承されたい。	非常勤講師
02FA631	ドイツ会社法	4	1.0	1 - 3	通年	集中		ドイツ会社法についての基本的文献を講読しながら、ドイツ会社法の基礎を学ぶ。	非常勤講師
02FA633	アメリカ証券取引法	1	1.0	1 - 3				主として1934年証券取引所法及び1933年証券法、証券取引委員会(SEC)によるエンフォースメント、州法・コモンローなどがカバーしている証券取引に係る法を範囲として、当該年度にふさわしいと考えられる、いくつかの重要なトピックを取り上げ、制定法としての連邦法(主として証券法及び証券取引所法)・州法およびそれらに係る裁判例のみならず、コモンローとして証券取引に關して形成されてきた法準則及びlandmarkとなっている論文や近年の論文を題材として、担当教員による講義形式によって行う。	西暦偶数年度開講。 OBDL614と同一。

専門科目【企業組織と金融分野】(選択科目)

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	教室	担当教員	授業概要	備考
02FA701	現代株式会社法	1	1.0	1 - 3					株式会社法における解釈上および法政策上の現代的諸問題を取り上げ、比較法的観点も考慮する。具体的なテーマの選択については、受講者と相談の上、決定する。参加者に報告を求め、科目担当者がコメントを加え、補足する等をする一方で参加者間で議論を行う。授業は講義形式で行う。	西暦偶数年度開講。 OBDL701と同一。 非常勤講師
02FA702	企業組織再編と法	1	1.0	1 - 3	通年	集中			敵対的企業買収等の企業組織再編の今日的課題について、わが国の法状況を米国等の法状況と比較しながら、検討を行う。	西暦奇数年度開講。
02FA705	現代信託法	1	1.0	1 - 3	通年	集中			信託法の基礎理論について検討する。新しい信託法の活用例、近時の信託判例についても言及する。	非常勤講師
02FA706	比較金融法	1	1.0	1 - 3					諸外国(主としてアメリカ、EUおよびEUまたはEEA構成国、コモンウェルス諸国)における金融法に関連する文献を題材に、参加者に報告を求め、科目担当者がコメントを加え、補足する等をする一方で参加者間で議論を行う。	西暦偶数年度開講。 OBDL706と同一。 非常勤講師
02FA707	現代契約法	1	1.0	1 - 3					契約法領域における現代的問題について理解を深めることを目標とする。複数の契約により構成される取引は現代において多くある。このような取引において、それぞれの契約が影響し合うことによって生じる問題について、参加者全員で考える。	西暦偶数年度開講。 OBDL707と同一。 オンライン(同時双方指向型)
02FA708	国際会社法	1	1.0	1 - 3	秋A	火7, 8	3F320 講義室	大塚 章男	国際的な企業活動において提起される国内外の会社法上の現代的諸問題を、比較法的観点を入れつつ、検討を行うことを目標とする。授業は主として最近の外国語文献を題材に、毎回、報告担当者を決め、その報告をもとに科目担当者がコメントを加え、参加者間で議論を行う。授業は講義形式で行う。	西暦奇数年度開講。 OBDL708と同一。
02FA713	現代民事金融法	1	1.0	1 - 3	春B	土4, 5	3F320 講義室	岡本 裕樹	契約交渉・担保・弁済・債権譲渡・債権回収・債権保全などに関する最近の裁判例や文献に現れた民法解釈論上の問題につき、ケーススタディや文献講読などの方法により検討を行う。日本法のほか、ドイツ法の素材を取り扱うこともある。金融法領域における民事上の問題を検討し、議論状況を理解することで、金融法の知識を深めるとともに、裁判例分析や研究報告の基礎を身に着けることを目標とする。基本的な形式としては、毎回、報告担当者を決め、その者による報告をもとに、受講生全員で議論を行う。報告者は、一定の裁判例から報告対象を選択し、その裁判例に関連する従来の裁判例や文献を涉猟して、報告を行う。	OBDL709と同一。 実施方法未定

専門科目【情報テクノロジーと企業分野】(選択科目)

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	教室	担当教員	授業概要	備考
02FA803	知的財産法による情報財保護	1	1.0	1 - 3					情報財保護法制という視点を中心に据えて、法解説論に限ることなく、制度論、政策論等の多様な視点から、今日の知的財産法全般における諸問題を取り扱い講義形式で概説する。最新の文献講読を基に受講者が報告と議論する。	西暦偶数年度開講。 OBDL803と同一。
02FA804	企業ノウハウと従業員	1	1.0	1 - 3	春C	応談	川田 琢之, 潮海 久雄		雇用形態の変化、企業間競争の構造変化等の現象に伴って、企業に蓄積される営業秘密やノウハウといった情報資産の保護・管理と従業員の労務管理をいかにバランスさせるのかという問題は、経営・実務の上ののみならず、法理論的にも極めて重要な課題であるといえる。本科目では、情報資産の保護・管理の側面として知的財産法の観点から、労務管理の側面として労働法の観点から、それぞれ検討を行って、履修者各自が考察の機会を得ることを目的とする。	西暦奇数年度開講。 OBDL804と同一。
02FA805	電子社会と法	1	1.0	1 - 3					科学技術の進展が既存の法制度にどのような影響を与えるのかについて、参加者と共に考える。具体的には、AIと法、人工知能の法主体性などについて検討する。授業はゼミ形式で行う。各回報告担当者を決め、その報告をもとに参加者全員で議論する。博士論文を執筆するための研究へのアプローチ方法についても学ぶ。	OBDL805と同一。 2021年度開講せず。
02FA806	現代知的財産法	1	1.0	1 - 3	春AC	土4	3F320 講義室	潮海 久雄	知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法ほか)における現代の重要課題について、欧米との比較法をとおして検討する。主に外国の重要な文献、裁判例を検討しつつ、わが国の重要な学説・裁判例も比較検討する。授業は講義およびゼミ形式で行う。	英語の文献を読めることが必要である。 OBDL806と同一。
02FA807	欧米知的財産法	1	1.0	1 - 3					欧米の知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法ほか)における問題点や近年の動向を検討する。主に外国の重要な文献、裁判例を検討しつつ、わが国の重要な学説・裁判例も比較検討する。授業は講義およびゼミ形式で行う。	英語の文献を読めることが必要である。 OBDL807と同一。 2021年度開講せず。 不定期開講。
02FA808	アメリカ知的財産法	1	1.0	1 - 3					米国の知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法ほか)の法制度、裁判例について、英語資料を参照しつつ、比較法的検討を行う。主に外国の重要な文献、裁判例を検討しつつ、わが国の重要な学説・裁判例も比較検討する。授業は講義およびゼミ形式で行う。	英語の文献を読めることが必要である。 OBDL808と同一。 2021年度開講せず。 不定期開講。
02FA809	比較知的財産法	1	1.0	1 - 3					知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法ほか)の制度・運用について比較法の検討を行う。主に外国の重要な文献、裁判例を検討しつつ、わが国の重要な学説・裁判例も比較検討する。授業は講義およびゼミ形式で行う。	英語の文献を読めることが必要である。 OBDL809と同一。 2021年度開講せず。 不定期開講。
02FA810	知的財産法の現代的課題	1	1.0	1 - 3					知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法ほか)が抱える現代の諸問題を多角的に検討する。主に外国の重要な文献、裁判例を検討しつつ、わが国の重要な学説・裁判例も比較検討する。授業は講義およびゼミ形式で行う。	英語の文献を読めることが必要である。 OBDL810と同一。 2021年度開講せず。 不定期開講。
02FA811	外国知的財産法	1	1.0	1 - 3	秋C	土2, 3	3F320 講義室	潮海 久雄	知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法ほか)の国際的な問題点や近年の動向を検討する。主に外国の重要な文献、裁判例を検討しつつ、わが国の重要な学説・裁判例も比較検討する。授業は講義およびゼミ形式で行う。	英語の文献を読めることが要件である。 OBDL811と同一。

専門科目【社会・経済法分野】(選択科目)

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	教室	担当教員	授業概要	備考
02FA903	比較労働法の基礎	1	1.0	1 - 3	通年	応談	川田 琢之		労働法分野の比較法研究に必要な外国法の知識、外国語文献の分析方法、比較法的検討の手法について、基礎的な能力の習得を図る。出席者の問題関心を考慮しつつ選定した、労働法分野の外国語文献(基本的に英語文献を想定)を出席者全員で講読し、内容の確認、内容の理解を確認する質疑を行うほか、必要に応じて担当教員が関連する外国法に関する解説を行う。授業は講義形式で行うが、上記のとおり、出席者は選定された文献を事前に読み込み、質疑等に参加することが求められるので、その点では実質的に演習的要素を伴う。比較労働法の基礎Ⅱと共通コンセプトの科目であるが、取り上げる文献は毎年異なるものとするので、具体的な授業内容は比較労働法の基礎Ⅱとは異なったものとなる。	「比較労働法の基礎Ⅱ」と同様のねらいを持つた科目であり、両科目を隔年で開講する。講読文献は両科目で異なるものとし、どちらを先に受講してもよい。春学期開始後に履修登録者と相談の上で年間の授業計画を決定する。 西暦奇数年度開講。 OBDL903と同一。
02FA904	現代社会保障	1	1.0	1 - 3	通年	集中			企業年金、医療保障、比較福祉国家論など社会保障における現代的テーマを取り上げる。	非常勤講師
02FA905	市場経済と競争法	1	1.0	1 - 3					独占禁止法(競争法)について理解を一層深めるため、競争法に係る文献の講読・議論を行うほか、適宜、競争法に関連した学生の研究テーマについて報告・議論を行う。	西暦偶数年度開講。

02FA911	現代社会保障法	1	1.0	1 - 3	春学期	応談	渡邊 紗子	社会保障法における法政策上の現代的諸問題を取り上げ、比較法的観点も考慮しつつ、受講者との議論を通じて論点に対する理解を深め、思考力・論理力の養成を図ることを目的とする。授業では、受講者が基本報告を担当し、それとともに参加者全員で議論する。具体的に取り上げるテーマの選択については、受講者と相談の上、決定する。	労働判例研究同日3・4時限に開講 OBDL904と同一。
02FA912	比較労働法の基礎II	1	1.0	1 - 3				労働法分野の比較法研究に必要な外国法の知識、外国語文献の分析方法、比較法的検討の手法について、基礎的な能力の習得を図る。出席者の問題関心を考慮しつつ選定した、労働法分野の外国語文献(基本的に英語文献を想定)を出席者全員で講読し、内容の確認、内容の理解を確認する質疑を行うほか、必要に応じて担当教員が関連する外国法に関する解説を行う。授業は講義形式で行うが、上記のとおり、出席者は選定された文献を事前に読み込み、質疑等に参加することが求められるので、その点では実質的に演習的要素を伴う。比較労働法の基礎Iと共通コンセプトの科目であるが、取り上げる文献は毎年異なるものとするので、具体的な授業内容は比較労働法の基礎Iとは異なったものとなる。	西暦偶数年度開講。 OBDL905と同一。 「比較労働法の基礎」と同様のねらいを持つた科目であり、両科目を隔年で開講する。講読文献は両科目で異なるものとし、どちらを先に受講してもよい。